

令和7年11月号掲載

男女共同参画社会をつくる

女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）

DVや性暴力に気づいたら 相談されたら

そのとき、私たちにもできることがある。

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

今年は、「DVや性暴力に気づいたら 相談されたら そのとき、私たちにもできることがある。」をキャッチコピーとし、DVや性犯罪・性暴力等の暴力を予防するとともに、二次被害のない、被害者が相談しやすい社会づくりの機運の醸成を図ることを目指します。運動期間における政府の取組をご紹介します。

「女性に対する暴力をなくす運動」とは

配偶者等への暴力（以下「DV」という。）、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

政府は、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、地方公共団体や民間団体との連携・協力の下、毎年11月12日～25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」として（平成13年男女共同参画推進本部決定）、様々な活動を実施しています。

内閣府では、平成12年度から毎年、ポスターやリーフレット、啓発動画等の啓発物を作成し、国の関係機関や地方公共団体、全国の図書館等に配布しています。また、SNSでの情報発信や、鉄道駅構内でのポスター掲示をするなど、広く周知しています。



令和5年度（左）・令和6年度（右）のポスター

「そのとき、私たちにもできることがある。」

今年度は、「DVや性暴力に気づいたら 相談されたら そのとき、私たちにもできることがある。」といった、主に直接的な加害者・被害者ではない第三者の方々へのメッセージとともに、DV及び性犯罪・性暴力の相談窓口の周知を図ります。



令和7年度のバナー

内閣府が令和5年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、DV被害者の44.2%、交際相手からの暴力の被害者の39.1%、不同意性交等の被害者の55.7%はどこにも相談していないことが明らかになっています。相談しなかった理由は、DV被害では「相談するほどのことではないと思った」、性暴力被害では「恥ずかしくてだれにも言えなかった」が最も多く、いずれも約50%を占めています。

一方で、相談する場合は、警察や専門の相談窓口よりも、友人・知人、家族や親戚などの身近な人に相談する人が多いことがわかっていますが、被害者に対する周囲の言動は、被害者を更に傷つける、いわゆる「二次被害」を与える場合もあります。それは、被害者本人が自責をしたり、沈黙したり、相談を躊躇することにつながる場合があります。

今年の啓発物では、何が二次被害につながるのか、何が被害者にとって望ましい行動なのかを伝え、「自分にもできることがある」「声掛けや言動で被害者をサポートできる」と考え行動する人を増やすことをねらいとしました。DVや性暴力の被害に気づいたら、相談されたら、そのとき、私たちにもできることがあります。

全国でパープル・ライトアップを実施

運動期間中は、全国のタワーやランドマーク等を、紫色にライトアップする「パープル・ライトアップ」を実施します。この「パープル・ライトアップ」には、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談してください。」というメッセージが込められています。

前述のとおり、被害にあった方は、二次被害や相談をためらう心情等により、すぐには相談窓口につながらないことがあります。DV や性暴力の被害に気づいたり、相談されたりしたら、自分の考えや気持ちを押し付けず、被害者に寄り添って話を聞き、「あなたは悪くないよ」「すぐに相談できなくても自分を責めないで」と伝えてください。そして、相談窓口の相談員は被害を否定せず、被害者の声を聴き、受け止めること、被害者の側に立ち、被害をなかったことにはしない存在であることを伝えてください。



令和6年度のパープル・ライトアップの様子

参加する・広める様々な方法

運動期間中には、地方公共団体等による展示やイベント等も実施されますので、ぜひご参加ください。また、暴力根絶のシンボルマークであるパープルリボンの着用の呼びかけを行います。

男女共同参画局のウェブサイトでは、ポスター、リーフレット、パンフレットのほか、啓発動画（4本）、ウェブ用バナー、パープルリボン画像等のデータをご用意しています。次頁で一部をご紹介しますので、ぜひご活用ください。

また、地方公共団体等の SNS アカウントにおいて、「#女性に対する暴力をなくす運動」「#パープルライトアップ」のハッシュタグをつけて関連情報を投稿していただくよう呼びかけています。「パープル・ライトアップ」や展示を見かけたり、イベントに足を運んだりした際は、ハッシュタグをつけて投稿し、運動を広めていただければ幸いです。

年齢・性別を問わず 相談できる窓口があります

配偶者・交際相手
からの暴力

チャットで相談

DV相談
プラス

電話で相談

DV相談ナビ
はれたび
#8008

性犯罪・性暴力

SNSで相談

Cure time
(キュアタイム)

電話で相談

性犯罪・性暴力被害者の
ためのワンストップ支援センター
はやくワンストップ
#8891

性犯罪被害相談電話(警察)
ハートさん
#8103

「女性に対する暴力をなくす運動」
詳細はこちらをご覧ください。

URL

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html



ポスター、リーフレット

ポスター（B1）はPDF及びJPG、リーフレット（A4裏表）はPDFデータで提供しています。リーフレットの裏面には相談窓口の一覧を掲載しています。それぞれ、男女共同参画局のウェブサイトからダウンロードして、ご利用ください。



令和7年度ポスター及びリーフレット表面（左）、リーフレット裏面（右）

パープルリボン画像

パープルリボン画像のサイズやデザインを整えて、より使いやすく更新しました。5種類をPNGデータで提供していますので、男女共同参画局のウェブサイトからダウンロードしてご利用ください。



バナー・画像素材等
詳細はこちらをご覧ください。

URL

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/banner_29.html



啓発動画（4本）

15 秒～30 秒の動画4本を男女共同参画局の YouTube に掲載しています。ぜひ、活用ください。



その時、私たちにもできることがある。(15 秒／30 秒)



もう、被害にあった人をさらに傷つけない。(30 秒)



すぐに相談できなくても、自分を責めないで。(30秒)

令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」
啓発動画

URL

https://youtube.com/playlist?list=PLwXND8_Qn55oCbO3UU2iLjQ3i_ZDtQlQv&si=VP-NHg-SZFee48md



内閣府男女共同参画局 共同参画1 1月号転載